

監 査 報 告 書

国立大学法人法第 11 条第 6 項及び国立大学法人法施行規則第 1 条の 2 第 5 項並びに国立大学法人法第 35 条の 2 において準用する独立行政法人通則法第 38 条第 2 項の規定に基づき、国立大学法人島根大学（以下「本学」という。）の令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの第 22 期事業年度の業務並びに財務諸表（貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類（案）、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細書）、決算報告書及び事業報告書について監査を行い、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

1. 監査の方法及びその内容

監事は、監査計画を定めてこれに従い、学長、理事、監査室その他の職員等（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、必要に応じて監査室及び会計監査人と連携し、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施した。

- （１） 役員会その他重要な会議に出席するほか、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、法人本部並びに医学部事務部及び附属病院その他事業所において業務、財産の状況及び文部科学大臣に提出する書類を調査した。
- （２） 役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明した。
- （３） 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第 131 条の会計監査人の職務の遂行に関する事項と同様の事項を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に準拠して整備・運用している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、当該事業年度の業務、事業報告書、財務諸表及び決算報告書について検討した。

2. 監査の結果

- (1) 本学の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについて、指摘すべき事項は認められない。
- (2) 本学の内部統制システムの整備及び運用について、指摘すべき事項は認められない。
- (3) 本学の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。
- (4) 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認める。
- (5) 事業報告書は、本学の状況を正しく示しているものと認める。

令和8年6月16日

国立大学法人島根大学
学長 大谷 浩 殿

国立大学法人島根大学

監 事 吉田 孝

監 事 栗原 昌子